

STOP ! インターネット上の人権侵害

近年、インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として私たちの生活を便利にしてくれている一方で、匿名性を悪用した誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。

インターネット上の人権侵害の特徴

1. 拡散性

インターネットにおいて発信した情報の拡散は非常に速く、たとえその情報や投稿がうそや不適切なものだったとしても止めることは難しい。



2. 匿名性の悪用

自由に意見を発信できる一方、匿名であるが故に内容が悪質なものになりやすい。

3. 情報削除困難性

間違った情報や悪意のある情報を削除しようとしても、発信者やサイトの管理者が特定できなかったり、コピーされたりして削除が困難なケースが多い。

インターネット上で人権を侵害されたときは

インターネット上に自分の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報が掲載されても、発信者が誰か分からないことも多く、被害に遭われた方が直接被害を回復するのは困難です。そこで被害に遭われた方は、プラットフォーム事業者などに対し、発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼することができます。

●情報流通プラットフォーム対処法が施行されました！

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようになります。2025年(令和7年)4月1日に、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。

この法律により、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化と運用状況の透明化に係る措置が義務づけられました。

詳細については下記リンクよりご確認ください。

【総務省】インターネット上の違法・有害情報に対する対応（情報流通プラットフォーム対処法）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

チェック団

- インターネット上で人権侵害を受けたときは、一人で悩まず県などに相談しましょう。
- 人権侵害情報を見つけたら、プラットフォーム事業者への「報告」にご協力ください。
- 一人一人が人権を尊重し、相手の気持ちを考えインターネットを利用しましょう。

チェックリストについてのお問い合わせは
県人権施策推進課まで
TEL : 073-441-2566
FAX : 073-433-4540

インターネット上の人権侵害に関するご相談は
県人権政策課まで
TEL : 073-441-2563
FAX : 073-433-4540

